



ソウル市立大学の運営体制と半額登録金

チョン, ビョンホ

(Citation)

日韓シンポジウム, 第5回:1-24

(Issue Date)

2017-02-11

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006950>



ソウル市立大学の運営体制と 半額登録金

チョン・ビョンホ(ソウル市立大学法学専門大学院 教授、院長)

I. ソウル市立大学設置の根拠

「ソウル特別市の行政機構設置条例」第22条:

“「地方自治法」第113条及び「高等教育法」第28条の規定に基づき、国家及び人類社会の発展に必要な学術理論やその応用方法を教授・研究し、社会が必要とする指導的人材を養成するために市長の管轄下にソウル市立大学を”設置。

同条例24条1項:大学の運営に関する事項は、別の条例(→ソウル市立大学運営に関する条例)で定める。

II. ソウル市立大学の運営

1. 運営の原則

ソウル市立大学は設置目的及び「高等教育法」第28条により、大学理念の達成のため、適切に運営されなければならない。

(ソウル市立大学の運営に関する条例の条項 第2条1項)

II. ソウル市立大学の運営

2. 大学財政の構造

(2) 大学会計の前史

「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律」(2015.3.13. 財政, 2016.1.1. 実行) 第4条の規定を基に設置された大学会計により運営。

○大学会計 = 国家及び地方自治団体の支援金 + 大学の自体収入金。

○自体収入金 = 登録金からの収入が中心で、他は駐車料などの税外収入がある。

○その他、商学協力団会計と発展基金会計

II. ソウル市立大学の運営

(2) 大学会計の前史

- 過去の国公立大学の会計 = 一般会計(国家や地方自治団体の支援金を対象としている一般会計)+ 期成会計(形式:保護者の自発的な支援組織である期成会の会計)
- 国公立大学の学生たちの期成会返還訴訟と国立大学会計法案の提出。
国公立大学に対し、期成会費が違法であるので、過去10年間の間に不法徴収した期成会費を返還するように訴訟提起。大学側が下級審で敗訴した後、教育部は私立大学のように期成会計を廃止し、一般会計を含む大学会計を設置するという内容の「国立大学の会計設置及び財政の運営に関する法律案」を提出

II. ソウル市立大学の運営

(2) 大学会計の前史

○ ソウル市立大学の危機

教育部は最初から国立大学のみに関心。

国内有一の4年制公立大学であるソウル市立大学の場合、期成会計を代替できる会計無しに期成会費の不法性が最高裁判所で確定されると、教授の手当(年間2千万ウォン程度)と期成会職員の給料の支払いが不可能。

○ 大学会計法を公立大学でも準用

ソウル市立大学側が立法過程に積極的に参加し、公立大学にも「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律」が準用されるようになった。

II. ソウル市立大学の運営

(3) 2007年の大学会計予算案

□ 予算案総括表

(単位:千ウォン)

区分		2017 予算案(A)	2016 予算(B)	増減(A-B)	
				増減額	比率
税入	計	116,326,329	87,302,218	29,024,111	33.2%
	市 支 援 金	73,566,562	47,623,475	25,943,087	54.5%
	自 体 収 入 金	42,759,767	39,678,743	3,081,024	7.8%
税出	計	116,326,329	87,302,218	29,024,111	33.2%
	市 支 援 金	73,566,562	47,623,475	25,943,087	54.5%
	自 体 収 入 金	42,759,767	39,678,743	3,081,024	7.8%

II. ソウル市立大学の運営

3. 大学運営委員会

(1) 設置の根拠

大学の総合発展計画、投資計画、学士運営及び教員任用、他に大学運営に関する重要事項を審議・調整するため、ソウル特別市(以下は“市”とする)に大学運営会を置く(条例 第3条 1項)。

(2) 構成

委員長(市長)、共同副委員長 2人(総務副市長や委嘱職委員の中から1人を互選)、その他は 12人以下の委員(当て職:市の企画調整室、大学の総長、企画部長、委嘱職:市議員の中で、市議会議長から推薦された者、教育・学校運営などに関する学識や経験が豊かな者。大学運営と関係がある者)。

(3) 実務委員会

関連公務員で構成。

II. ソウル市立大学の運営

4. 総長の選出

(1) ソウル市立大学の総長選出(任命)の法的根拠

ソウル市立大学から推薦され、地方教育公務員の人事委員会に諮問して、市長が任命(教育公務員法 第22条 1項)

(2)ソウル市立大学の総長候補者推薦

1) 総長任期満了の30日前まで、総長候補者推薦委員会で2人以上の候補者を、市長に推薦(教育公務員任用令第12条の2)

2) 国公立大学総長の候補者推薦委員会の推薦方式

推薦委員会での選定、または該当大学教員が合意した方式と手順による選定(教育公務員法第24条3項)

II. ソウル市立大学の運営

3) ソウル市立大学の総長候補者の選出

ソウル市立大学教員らで合議された方式と手順による専任教員及び全体教授会で決められた者(現職職員に専任教員投票権の10%を認定)の直選による総長候補者選出(ソウル市立大学総長候補者選出に関する規定)

推薦委員会で総長候補者選挙管理入候補者の中で、2人以上5人以下の総長候補対象者選定。

直接選挙により、過半数得票者と次点者を選定。

- 1次投票(海外研究年教授を含む)で、過半数の得票者がいない場合、1次投票の上位得票者3人を対象として、2次投票を実施し、過半数得票者と次点者を選定。2次投票でも過半数得票者がいない場合は2次投票の上位得票者2人を対象とし、3次投票を実施する。得票順に2人を総長候補者として選定。

II. ソウル市立大学の運営

5. 財政委員

(1) 法的根拠

「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律」により設置。

(2) 権限

財政及び会計運営に関する主要事項を審議・議決。

特に総長は、大学会計の予算及び決算に対する事項に必ず従わなければならない、それ以外の事項に対する審議・議決の結果は最大限尊重しなければならない。

(3) 構成

1) 当て職委員(6人):

大学院長、教務處長、学生處長、企画處長、研究處長、行政處長。

2) 一般職委員(9人): 任期2年、1度の連任可能。

教員2人(教授会推薦)、職員2人(ソウル市公務員労使ソウル市立大学支部1人、全国大学労使ソウル市支部及び教育専門職労使1人推薦)、在学生2人(総学生会1人、大議員会1人推薦)、同門1人(総同窓会推薦)、市議員1人(市議会から所管常任委員を推薦)、他1人(関連団体または総長から推薦された、学校の発展に寄与した者、または学校経営に必要である専門性や経験を整えた者)

3) 委員長: 一般の委員の中で互選。

II. ソウル市立大学の運営

6.教授会

(1) 2012年 9月から学則機構として設置。

2012年11月専任教員の直接選挙により教授会長選出。現在 3代会長在任。

若干名の顧問、副会長2人、事務総長、副総長、各単科大学会長、各種委員会評議会(会長、副会長、第19条の単科大学教授会の長、事務総長と評議員で構成)

(2) 教授会の権限

大学本部に対して審議、建議する機能が主であった過去の教授協議会を代替し、審議・議決機構として権限強化

II. ソウル市立大学の運営

(2) 教授会の権限

1) 総会の権限

会長及び監事の選出、総長候補者の選出、教授会規定の改定の発議及び審議、評議会の審議、議決権限の中で会長が付議した事項

2) 評議会の権限

1. 予算(案)、決算、他の財政に関する重要事項の審議
2. 教授の身分及び待遇に関する重要事項の同意
3. 総長候補者推薦に関する規定の改定の審議
4. 学則及び諸規定の制定・改定の発議、または審議
5. 大学運営に関する基本方針の発議、または審議
6. 主要機構の設置及び統・廃合に関する建議
7. 教授会の予算案及び決算の審議・議決
8. 本会議の運営に関する諸般事項の議決
9. 総長が府議した事項の論議
10. 中長期発展計画の審議
11. 他総会から委任された事項の審議

II. ソウル市立大学の運営

7. 学生会

総学生会、単科大学学生会、学部・科学生会、最近、学生たちの関心低下の影響で総学生会構成の困難

8. 職員の労使

職員の構成：

- (1) ソウル市の派遣公務員
- (2) 大学会計職員
- (3) 大学会計専門職

III. 半額登録金の導入と成果

1. 導入過程

李明博(イ・ミョンバク)政府(2008.3~2013.2)の新自由主義政策への反発で野党の民主党が無償福祉政策を公約に掲げ、その一環として、2011年10月に市長補欠選挙での学部半額登録金を公約。朴元淳(パク・ウォンスン)候補が、民主党の公約をそのまま受け入れる。

2. 朴元淳市長の公約実践

2012年3月から現在までの5年間、半額登録金の施行、2012年から180億ウォン支援。

2017年授業料凍結 - 人文社会1,022,000ウォン、数学1,126,500、理学1,228,500、工学1,350,500、体育1,371,000、美術1,444,000、音楽1,610,500

III. 半額登録金の導入と成果

3. 半額登録金の成果

(1) 半額登録金実行前後市立大学財政変化

〈表1〉 半額登録金実行前後の市立大学の財政現況（単位：百万ウォン）

区分	2011年	2012年 (半額登録金元年)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2012-2017 平均 (建築費を含む / 除く)
*市立大学予算総額	80,293	84,021	79,303	75,935	79,139	87,302	116,326	87,004
** (増減)		(3,728)	(-4,718)	(-3,368)	(3,204)	(8,163)	(29,024)	
<建築費>	<1億ウォン>	<51億ウォン>	<なし>	<41億ウォン>	<35億ウォン>	<100億ウォン>	<390億ウォン>	
建築費除外	79,293	78,921	79,303	71,835	75,639	77,302	77,326	76,721
市支援金予算総額	30,480	48,625	44,151	43,986	40,534	47,623	73,566	49,747
** (増減)		(18,145)	(-4,474)	(-165)	(-3,452)	(7,089)	(25,943)	
建築費除外	30,380	43,525	44,151	39,886	37,034	37,623	34,566	39,463
自体収入金	49,813	35,396	35,152	31,949	38,605	39,678	42,759	37,256
** (増減)		(-14,417)	(-244)	(-3,203)	(6,656)	(1,073)	(3,081)	

III. 半額登録金の導入と成果

〈表1〉 ソウル市予算(純計)対比の比率(人件費を含む。単位:百万ウォン)

区分	2011	2012	2013	2014	2015
ソウル市予算 (増減比率)	18,640,000	19,949,600	20,628,700	21,549,800	22,842,700
*市立大学 予算総額 (比率)	114,144 (0.61%)	119,655 (0.60%)	116,969 (0.57%)	114,303 (0.53%)	****120,832/ <u>121,332</u> (0.53%)/(0.53%)
市支援金 予算総額 (比率)	*64,331/ <u>76,931</u> (0.35%)/(0.41%)	84,259 (0.42%)	81,817 (0.40%)	82,354 (0.38%)	****82,227/ <u>88,127</u> (0.36%)/(0.386%)

*市立予算総額は市支援金予算総額と期成会計/自体収入金の合計であり、人件費が含まれた金額。

**人件費が含まれた金額。

***同等の比較のために期成会の収入の50%を市支援金から増額した場合を想定すると、

1) 市支援金は64,331百万ウォン+12,600百万ウォン=76,931百万ウォン

2) 割合(比率?)は、(64,331+12,600)/18,640,000=0.41%

**** 2015年から、授業料及び入学金の収入54億ウォンを、独自の収入金で処理したことを反映する。また、清掃及び管理用役の雇用形態の変更に伴う予算5億ウォンを反映。市支援金の予算総額には、元の予算に59億ウォンを追加し、市立大学の予算総額には、5億ウォンを追加する。

III. 半額登録金の導入と成果

(2) 大学評価の変動推移

〈表3〉 中央日報の大学評価財政指標と評価順位

評価年度 (資料基準)		2012年 (2011年)	2013年 (2012年)	2014年 (2013年)	2015年 (2014年)	2016年 (2015年)
登録金対比 教育費支給率	順位	24	17(5)	12(5)	20(2)	2
	指標値	254.79	309.39 (416.26)	300.53 (422.79)	284.64 (409.90)	426.45
登録金対比 奨学金支給率	順位	7	3	4	2	2
	指標値	23.34	30.82	27.97	28.36	28.13
税込内 登録金の比率	順位	29	16	36	27	指標削除
	指標値	43.46	35.27	36.69	40.61	37.45

※資料の基準：前年度決算

※順位は、ソウル市の財務局に統合編成された教職員と助手の人件費が含まれていない状態で、それぞれの年度に中央日報の大学評価の結果として発表された順位であり、括弧内()の順位は、人件費が含まれている場合の順位である。

※2016.1から人件費を含む総教育費を算出することが認められる。

(3) 半額登録金実行前後の市立大学教育費の現況

〈表3〉主要国立大学対比 教育費変動推移の比較(2011年資料対比)

(単位:千ウォン)

大学名	区分	評価年度 (資料基準)	2012年 (2011年)	2013年 (2012年)	2014年 (2013年)	2015年 (2014年)	2016年 (2015年)	4年間増減
ソウル 市立大学	総教育費		129,837,965	136,908,616	142,019,481	138,083,401	141,607,211	11,769,346
	2011年対比 総教育費変動率(%)		-	5.4%	9.4%	6.4%	9.1%	9.1%
	(学部在學生数(名))		8,697	8,972	9,309	9,549	9,516	
	在學生一人当たりの教育費 (2011年対比率)		14,929	15,260	15,256	14,461	14,881	-48 (-0.3%)
慶北大	総教育費		333,538,828	368,475,950	403,735,955	424,172,100	447,217,116	113,678,288
	2011年対比 総教育費変動率(%)		-	10.5%	21.1%	27.2%	34.1%	34.1%
	(学部在學生数(名))		22,069	24,314	23,882	24,168	23,702	
	在學生一人当たりの教育費 (2011年対比率)		15,113	15,155	16,905	17,551	18,868	3,755 (24.8%)
釜山大	総教育費		351,194,387	381,589,955	404,223,075	428,549,827	480,814,589	129,620,202
	2011年対比 総教育費変動率(%)		-	8.7%	15.1%	22.0%	36.9%	36.9%
	(学部在學生数(名))		21,758	21,613	21,678	22,225	21,488	
	在學生一人当たりの教育費 (2011年対比率)		16,141	17,656	18,647	19,282	22,376	6,235 (38.6%)
全北大	総教育費		312,079,040	321,375,804	337,280,821	346,865,097	389,362,973	77,283,933
	2011年対比 総教育費変動率(%)		-	3.0%	8.1%	11.1%	24.8%	24.8%
	(学部在學生数(名))		18,748	19,143	18,909	19,320	18,743	
	在學生一人当たりの教育費 (2011年対比率)		16,646	16,788	17,837	17,954	20,774	4,128 (24.8%)

※ 出処：[総教育費] 2011～2012(資料基準年度) - 中央日報; 2013～2015 - 開示資料/[在學生数] 大学アラート、大学統計年報
 - 資料基準年度での2011年と2012年の総教育費は公示資料が公開されていなくて、評価年度当時の中央日報が使用した公示資料を使用する。
 - 後日エラー等での修正がなければ、中央日報の大学評価資料と公示資料は一致する。

(3) 半額登録金実行前後の市立大学教育費の現況

〈表4〉 2011年対比主要国立大学在学生 一人当たり教育費の比較(学部生)

(単位:千ウオン)

評価年度 (資料基準)	2012年 (2011年)	2013年 (2012年)	2014年 (2013年)	2015年 (2014年)	2016年 (2015年)	平均増加率 (資料基準年度: 2012~2015)
ソウル市立大学 (2011年対比 変動率)	14,929 (-)	15,260 (2.2%)	15,256 (2.2%)	14,461 (-3.1%)	14,881 (-0.3%)	0.25%
慶北大 (2011年対比 変動率)	15,113 (-)	15,155 (0.3%)	16,905 (11.9%)	17,551 (16.1%)	18,868 (24.8%)	13.3%
釜山大 (2011年対比 変動率)	16,141 (-)	17,656 (9.4%)	18,647 (15.5%)	19,282 (19.5%)	22,376 (38.6%)	20.8%
全北大 (2011年対比 変動率)	16,646 (-)	16,788 (0.9%)	17,837 (7.2%)	17,954 (7.9%)	20,774 (24.8%)	10.2%
3つの国立大学平均教育費	15,967	16,533	17,796	18,262	20,673	
3つの国立大学平均対比 ソウル市立大学 教育費の比率	93.5%	92.3%	85.7%	79.2%	72.0%	

※出処:[総教育費]中央日報/[在学生数]大学アラート、大学統計年報(在学生数は学部生のみ考慮する。)

(3) 半額登録金実行前後の市立大学教育費の現況

〈表5〉 中位圏(中央日報評価10~20位)国立大学在学学生 一人当たり教育費の比較(大学院生を含む)

(単位:千ウォン)

評価年度 (資料基準)	2014年公示 (2013年基準)	2015年公示 (2014年基準)	2016年公示 (2015年基準)	3年間増減
ソウル市立大学(国立)	11,830.0	11,258.3	11,611.9	-218.1
慶北大(国立)	13,254.2	13,695.8	14,477.7	1,223.5
釜山大(国立)	13,551.3	14,083.6	15,787.2	2,235.9
全北大(国立)	14,494.2	14,700.2	16,331.7	1,837.5
忠南大(国立)	13,086.3	13,098.2	14,362.4	1,276.1
全南大学(国立)	13,732.0	13,364.3	15,290.3	1,558.3
5つの国立大学の平均	13,623.6	13,788.4	15,249.9	1,626.3
5つの国立大学の平均対比 ソウル市立大学の教育費(%)	86.8	81.7	76.1	-10.7

※出処:[総教育費]中央日報/[在学学生数]大学アラート、大学統計年報(在学学生数は学部生のみ考慮する。)

III. 半額登録金の導入と成果

(4) 分析結果の総合

1) 大学の財政評価で肯定的な効果

主な指標である登録金対比教育費の支給率、登録金対比奨学金の支給率、そして税入のうち登録金の割合の変動を分析した結果、すべての指標が大幅に改善され、中央日報の大学評価でも順位が急激に上昇した。特に、半額登録金施行初年度である2012年(資料基準)の評価でその効果が非常に顕著であった。

2) 半額登録金施行以後の建築費を除く市支援金の継続的減少:

2012年 43,525百万ウォン → 2017年 34,566百万ウォン

3) 競争大学(中央日報大学評価の順位10位~20位圏の国立大学)に比べ教育費の低レベル

2011年~2015年(資料基準)の期間中に市立大学の学生1人当たりの教育費支給額は平均0.25%増加した一方、国立大学の平均増加率は13.3%~20.8%。

学生1人当たりの教育費が半額登録金施行の前年度(2011年)は3つの国立大学の平均教育費の93.5%水準だったが、2013年(資料基準)から85%のレベルに落ち、2015年(資料基準)は72%まで低下。

III. 半額登録金の導入と成果

- 4) 半額登録金の施行以後、入学生の学力水準の向上は微々たるものである。
世間の予想や推測とは異なり、半額登録金施行後も入学生の学力レベルは、特記するほどの影響は受けていないと評価。
その原因は、強固な韓国の大学の序列構造であると推測される。

III. 半額登録金の導入と成果

(5) 半額登録金に対する構成員の評価

1) 学生

親の登録金の負担低減、アルバイトの代わりに学業に集中することができることなどを理由に、ソウル市に感謝の気持ちを示す。

しかし、教育環境の改善が不十分なことに公開的に不満を示す。

2) 教授

半額登録金の試行が大学との相談なしに電撃的に進行されたことによりかなりの不満。

最初から、半額登録金を実施すると、今まで自律的に運用されてきた期成会費の収入が減ることとなり、大学の教育環境が悪化することが懸念されてきたが、過去5年間の懸念が現実になったことで、半額登録金について公開的に支持する教授は非常に少ない。

泣き面に蜂で、2016年から大学会計法が施行され、過去の期成会計手当(教授基準年間約2千万ウォン)の受給のためには面倒なpaper workまでしなければならず、また手当に対する課税も強化され、著しく士気が低下。